

## デイサービスセンター 亀保の里 利用料

利用料は、介護保険法等の定めにより、ご利用者の要介護度やご利用者の所得等に応じて決められています。具体的には、次のとおりです(ご不明な点はお気軽にお申し付けください)。

※介護保険給付対象となるサービスについては、利用料の 9 割または 8 割(一部 7 割)が介護保険より給付されます(下記の金額は自己負担の 1 割分です)。

※介護保険の給付額や要介護認定に変更があった場合は、負担額が変更となります。

※本料金表は、平成 30 年 4 月 1 日より適用しておりますが、介護保険法やその他法令の改定または当施設における実費費用の見直し等により変更となることがございます。

### 通所型サービス(みなし/独自:総合事業) 基本項目 (介護保険給付対象)

区 分	週 1 回程度の利用	週 2 回程度の利用
事業対象者(要支援 1)	1,647 円/月	—
事業対象者(要支援 2)	—	3,377 円/月

### 通所型サービスA(総合事業) 基本項目 (介護保険給付対象)

区 分	週 1 回程度の利用
事業対象者	1,153 円/月

### 通所介護 基本項目 (介護保険給付対象)

区 分	6 時間以上 7 時間未満
要介護1	572 円/回
要介護2	676 円/回
要介護3	780 円/回
要介護4	884 円/回
要介護5	988 円/回

### 通所型サービス(みなし/独自:総合事業) 加算項目 (介護保険給付対象)

【 決まって算定する加算 】

- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) …………… 24 円/月(要支援 1)、48 円/月(要支援 2)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…………… 介護サービス費に 5.9%を乗じた額(1 月あたり)

**【 状況に応じて算定する加算 】**

- 若年性認知症利用者受入加算 …………… 240 円/月
- 生活機能向上グループ活動加算 …………… 100 円/月
- 運動器機能向上加算 …………… 225 円/月
- 口腔機能向上加算 …………… 150 円/月

通所介護 加算項目 (介護保険給付対象)

**【 決まって算定する加算 】**

- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) …………… 6 円/日
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…………… 介護サービス費に 5.9%を乗じた額(1 月あたり)

**【 状況に応じて算定する加算 】**

- 入浴介助加算(指定通所介護のみ) : 1 回あたりの自己負担額 50円
- 中重度ケア体制加算(指定通所介護のみ) : 1 回あたりの自己負担額 45円
- 個別機能訓練加算(指定通所介護のみ) 加算(Ⅰ) : 1 回あたりの自己負担額 46円
- 加算(Ⅱ) : 1 回あたりの自己負担額 56円
- 認知症加算(指定通所介護のみ) : 1 回あたりの自己負担額 60円
- 送迎減算(指定通所介護のみ) : 片道につき - 47円
- 栄養改善加算(指定通所介護) : 月 2 回を限度に 1 回あたりの自己負担額 150円
- (通所型サービス) : 1 月あたりの自己負担額 150円
- 栄養スクリーニング加算(指定通所介護のみ) : 6 月に 1 回で自己負担額 5円
- 口腔機能向上加算(指定通所介護) : 月 2 回を限度に 1 回あたりの自己負担額 150円
- (通所型サービス) : 1 月あたりの自己負担額 150円
- 若年性認知症利用者受入加算(指定通所介護) : 1 日あたりの自己負担額 60円
- (通所型サービス) : 1 月あたりの自己負担額 240円
- 運動機能向上加算(通所型サービスのみ) : 1 月あたりの自己負担額 225円
- 生活機能向上グループ活動加算(通所型サービス) : 1 月あたりの自己負担額 100円
- 通所介護生活機能向上連携加算(指定通所介護のみ)加算 1 : 1 月あたり自己負担額 200円
- 加算 2 : 1 月あたり自己負担額 100円
- 通所介護 ADL 維持等加算(指定通所介護のみ)加算(Ⅰ) : 1 月あたり自己負担額 3円
- 加算(Ⅱ) : 1 月あたり自己負担額 6円

食 費 (介護保険給付対象外)

1 食あたり 500 円

その他の費用 (介護保険給付対象外)

- 交通費 …………… 対象の地域外の送迎を行う場合、要相談

※ 対象地域 : 豊前市、吉富町、上毛町

※その他実費等は別途請求させていただきます。ご不明な点等ございましたら、生活相談員にお気軽にお尋ねください。